公的研究費の適正な使用について

平成 29 年 11 月1日

特定非営利活動法人大阪湾沿岸域環境創造研究センター事務局

1.　競争的資金等の使用ルール

競争的資金等は、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、その原資は国民からの税金等であることから、研究者個人に代わり研究機関が管理し、事務局が執行に係る諸手続きを行うことになっているが、獲得した研究課題の遂行に責任を負う研究代表者等は、競争的資金等の配分機関のルールに従って誠実に運営・管理を行うよう努めなければならない。研究者の勝手な解釈によってルールに違反して使用した場合には、不正使用として返還や応募制限等のペナルティが科せられることになる。

2.　競争的資金等の共通事項について

①　目的外使用の禁止

競争的資金等の使用が認められるのは、研究課題の研究遂行上必要なもの及び研究成果の取りまとめに必要なものだけである。それ以外はたとえ研究目的であっても支出できない。

②　使用期間の制限

経費の使用制限競争的資金等で支出できるものは、一般的に、補助金の内定日や受託研究の契約日などルールごとに決められた日以降に使用の手続きを開始するものであり、かつ、年度中の研究の用に供するものに限られる。従って、内定日前に発注したものへの支出はできない。また、年度末の3月中に発注したものであっても4月に納品されるものや、3月中に納品されたものであっても4月に使用するものへの支出はできない。

③　経費の使用制限

酒、煙草など嗜好品の購入には使用できない。また、間接経費を使用することが適切なものには使用できない。

3.　公的研究費の不正使用とは

「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、公的研究費の他の用途への使用又は当団体の規程、法令並びに競争的資金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に違反した使用をいう。目的外使用等の他、虚偽の書類を作成・提出して、不正に公的研究費を支出させる次のような行為は、公的研究費の不正使用に該当する。

【物品費関連（修理等の役務契約も含む）について】

●預け金：納品事実等が伴わない架空の納品書等を取引業者に作成させ、公的研究費から支払った代金を当該業者に預けて管理させること。

●品名替：公的研究費の使用ルールでは認められていない物品の購入や施設改修等を行うため、取引業者に当該経費で購入可能な消耗品等に品名を変えた虚偽の納品書を作成させ、支払い手続きを行うこと。

●期ずれ：例えば、納品が間に合わないにも関わらず、年度内に納品されたかのような虚偽の納品書を取引業者に作成させ、公的研究費から支払い手続きを行うこと。

【旅費関連について】

●カラ出張：出張には行っていない、または出張を取りやめたにも関わらず、出張へ行ったものとして虚偽の出張報告書を提出し、旅費を受け取ること。

●出張費の水増し請求：格安航空券を購入したにも関わらず、旅行業者に正規運賃または水増しした虚偽の航空運賃の領収書と見積書を発行させ、差額を受け取ること。

●出張費の二重受け取り：他機関から旅費を受け取ったにも関わらず、当団体に同じ出張の旅費を請求し、二重に旅費を受け取ること。

【その他】

●プール金：預け金を取引業者から現金等で還流させ、研究室でプールすること。

●上記以外の虚偽の書類作成による不正使用：上記以外の虚偽の書類作成によって不正に公的研究費を支出または受け取ること。

4.　不正使用に対する処分

不正使用を行った場合は、「個人」に対する処分等だけではなく、「研究機関」に対しても間接経費の削減等や法人評価による予算減額等の措置が講じられることがある。

【個人に対する処分】

≪団体内の処分≫

競争的資金等に関する告発等の取り扱い・調査および懲戒に関する取扱規則に則りの処分が行われる。また、不正使用の調査結果及びそれに基づく懲戒処分については、氏名等を含め公表する。

≪配分機関の処分≫

「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17 年9 月9 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ 平成24 年10 月17 日改正）」により、競争的資金において不正を行った者に対し、当該競争的資金及び他府省を含む他の競争的資金について応募制限（ペナルティ）が科せられる。

≪法律上の処分≫

不正行為に対しては、本団体たは配分機関から刑事告訴（詐欺罪、文書偽造罪、など）や民事訴訟を行うなどの法的措置を検討する。

【取引業者に対する処分】

≪法律上の処分≫

行為の悪質性が高い場合などには、当団体から刑事告訴（詐欺罪、文書偽造罪、偽造文書等行使罪など）、民事訴訟を行うなどの法的な措置を取る。

≪公的研究費の不正使用に係る通報窓口≫

本団体職員から架空発注や虚偽の書類の作成等、不正と思われる取引要請等があった場合は、通報いただくよう取引業者へお願いしている。